

# 反社会的勢力との取引遮断のための事前予防

大阪弁護士会 民暴委員会委員

心齋橋中央法律事務所 弁護士 藤内 健吉

## 第1 はじめに

1 平成19年6月、犯罪対策閣僚会議の幹事会は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表し、各業界団体の自主ルールのほか、社会的な要請としても、反社会的勢力との取引拒絶を求められる状況にあります。また、平成23年4月に施行された大阪府暴力団排除条例においても、暴力団との取引は公表の対象ともなりえるだけでなく、公共工事等の入札参加企業は暴力団排除措置要綱により入札参加除外措置を受けるおそれもあります。

このような社会的な要請や条例による規制だけでなく、反社会的勢力との取引を行う場合、典型的に、売掛金の回収が生じたり、クレーム等の対応事態に苦慮したりすることもあり、企業経営という観点からも、反社会的勢力との取引遮断が求められます。

2 いったん反社会的勢力との取引を有した場合には、反社会的勢力に対して権利を行使する場面や取引を解消する場面において事実上又は法律上も苦慮するおそれがあることからすれば、反社会的勢力との取引遮断においては、そもそも関係を有さないように事前に予防するための対応が必要です。以下では、筆者の経験も踏まえて、取引を開始するに際して、反社会的勢力と関わらないようにするための留意点について、述べさせていただきます。

## 第2 事前予防における留意点

1 取引を開始する場合には、取引相手方の規模にもよりますが、個人事業主本人や役員等経営に携わっている者との面談を行うべきです。

筆者の経験として、かねてから面識のあった個人事業主との間で、新規に共同事業を開始するに際して、個人事業主本人との面談に立ち会ったところ、その会話の内容からして、ことさらに自分を大きく見せようとする姿勢があり、その一方で今後の事業に関しては具体性がなかったことから不審に思い、新聞記事等を検索したところ、過去に暴力団関係者であり、詐欺に関与したとして逮捕された者であることが判明したことがありました。

2 相手方が法人の場合には、法人の登記事項証明書の確認を行うべきです。

筆者の経験として、詐欺に近い行為を行った相手方について、「株式会社」の名称が付された名刺を使用していたことから、同名義の登記事項証明書を取得しようとしたところ、そもそも法人登記自体がなされていないことがありました。

また、暴力団関係企業や詐欺的な行為を行った企業の登記事項証明書を取得したと

ころ、目的欄に記載されている事業内容が相互に関連する事業でもなく、実際に行っているか不明であるような事業が多義にわたって記載されていたことや、過去の閉鎖された登記を取得したところ、役員が一斉に変更され、目的も全く異なるものに変更されていたという来歴があったことがあります。

- 3 取引の開始時点から、反社会的勢力との取引を開始しないよう可能な限りの情報を収集して分析することで被害を事前に予防・することが可能となります。

### 第3 おわりに

筆者の経験も踏まえて、反社会的勢力と関わらないようにするための留意点について少し述べましたが、取引の開始時に反社会的勢力の疑いがあるなど不安な点がある場合には、暴迫センターや弁護士等の専門機関・専門家に早い段階から相談するのが望ましいと思われますので、お気軽にご相談ください。

以 上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載